

1 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱	国税の取扱
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	○建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・ H24.4.1 以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・ H19.4.1～H24.3.31 までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・ H19.3.31 以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	制度なし （圧縮前の取得価額で申告）	制度あり
特別償却・割増償却	制度なし	制度あり
増加償却（※2）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度（※3）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費 （資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）

※1 固定資産税では圧縮記帳の制度がありませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

（例1：200万円の機械を100万円の補助を受けて購入

⇒償却資産（固定資産税）の申告では、取得価額200万円で申告）

（例2：200万円の機械を全額補助を受けて購入

⇒償却資産（固定資産税）の申告では、取得価額200万円で申告）

※2 所轄税務署長へ提出された「増加償却の届出書（写し）」を添付の上、申告してください。

※3 償却が終わっていても、償却資産（固定資産税）では、課税対象です。償却済資産は取得価額の5%として評価します。